

野路町発第 23 号
平成29年10月吉日

開設事業予定者 各 位

野路保育園管理者
(野路町会長) 中 野 宗 城

保育所の運営に関する応募要項書の送付について

新秋の候、貴台ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、見出しの要項書を送付いたしますので、是非ともご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、資料中不明瞭な点や質疑がございましたら、別途ご一報ください。

連絡先 野路区事務所
TEL 564-0644
FAX 567-1528

「野路保育園」を賃貸物件とした保育所（認可保育所機能の保有に向けて取組む）開設事業者募集要項

平成29年10月吉日

[募集概要]

野路町では、児童の保育サービスの充実並びに草津市が取組まれている待機児童の解消を旨とした保育所を運営する事業者を募集します。

(1) 事業内容等

- ① 組織形態は現状のままで、土地・建物を野路町より貸付けし、保育園運営は事業者が行うものとします。
- ② 開設事業予定者（事業者）において、認可保育所に適合する施設として必要に応じて改修等を施し、認可化を目指した園運営をしていただきます。

(2) 園児受入定数

待機児童の解消に協力するため、ゼロ歳児、1、2歳児、3～5歳児までの全ての児童の受入れを可能なものとします。

※ 3歳児未満の受入れに対しては、当該施設の整備及び保育士の充実強化が必要です。

[事業者の要件]

応募時点で、現に認可保育所を運営している法人であること等を原則として要件とします。

[事業の対象地域]

原則として市内全域を対象とします。

[応募資格]

- (1) 事業者自らが、当該施設を運営すること。
- (2) 社会福祉法人またはその他の法人（設立予定者を含む。）
※その他の法人：公益社団（財団）法人、学校法人、NPO法人、非営利を目的とする法人、株式会社、有限会社
- (3) 法人設立予定者は、設立認可要件を満たすことが確実な状態で応募すること。
また、法人設立予定者が選定された場合は、速やかに法人設立認可を受けること。
- (4) 社会福祉法人及び学校法人以外の場合、「保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局通知」第1、3(3)①社会福祉法人及び学校法人以外の者による設置認可申請における審査の基準を満たす法人格を有するものであること。
- (5) 社会福祉法、児童福祉法等を熟知し、保育事業に熱意と理解を保持し、保育所の運営を適切に行う能力を有すること。

- (6) 草津市の保育行政をよく理解し、積極的に協力することができること。
- (7) 社会的信用を有しており、必要な経済的基盤があること。
- (8) 事業者が現に運用している施設について、所管官庁の直近の監査により重大な改善命令や指摘を受けていないこと。
- (9) 当該法人およびその代表者が国税、地方税を滞納していないこと。
- (10) 事業者が民事再生法に規定する再生手続きの開始、または破産法に基づく破産手続きの開始決定を受けていないこと、もしくはこれらの手続きを申請していないこと。
- (11) 法人もしくは法人の代表者および役員（それぞれ就任予定者を含む。）が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - ⑦ 上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人
- (12) 保育所用地は、原則として地上権または賃借権を設定、登記すること確約し、少なくとも10年以上の借地が可能で、安定的な保育所運営が確実に見込まれること。

[応募条件等]

- (1) 保育所の運営実績を持ち備えるか、基準適合のうえ開設できることを前提とした提案であることとします。
- (2) 賃貸建物は、全て建築確認の承認を経ており、敷地内の屋外遊技場を含め、現状有姿の状態で使用していただくこととします。
但し、事業者において、より良くするために改善されることはこれを妨げないものとします。
- (3) 実施事業は、基本保育、一時保育、延長保育、障害児保育その他これに類する条件とします。
- (4) 賃貸する現状の保育園施設、建物について、根本的な不備欠陥が発覚した場合は、野路町において対処いたしますが、これら以外は、現状有姿での賃貸としますので、一部改修・一部模様替え・一部修繕等を施していただくことは差し支えありません。なお、契約切れ等により返還いただく時は、その時点での

現状有姿で返還していただくことでよいものとします。

- (5) 契約が成立した時点から、当該施設・設備等の維持管理については落札者において徹底を期して頂くものとします。

[応募方法]

- (1) 書類の配布・提出場所

草津市野路5丁目8-3 tel 077-564-0644

野路保育園々長（野路町会長）中野宗城

- (2) 受付期間

平成29年10月初旬から平成29年12月中旬まで

（ただし、平日午前9時から午後5時まで随時の受付とします。）

- ※ この募集は、一般的に公募型プロポーザル方式を視点を置き、競争入札による価格と有能な事業提案者を選定し、質の確保を狙いとしております。

（是非やりたい意欲提案をプロポーズすることにより成功を期待します。）

- (3) 提出書類

保育所運営事業者応募申込書をはじめ、別紙1（提出書類一覧表）によることとします。

[募集スケジュール]

- (1) 募集から事業者決定までの流れ

募集要項決定

→募集開始

平成29年10月1日

→開設事業者提案

→協議・調整

→応募書類の提出（受付）

平成29年10月1日～同年12月中旬

→審査

平成29年12月中旬から

平成30年1月下旬

→審査結果及び意見内容通知 平成30年2月中旬

- ※ 応募資格や提案内容については、事前協議として応募書類の提出前に必ずお問い合わせください。

- (2) 事業計画内容、財務審査、物件審査等を行った後、審査結果を通知します。

[事業者の公表等]

選定事業者については、野路町ホームページで公表いたします。

[応募に関する費用]

本件応募に係る費用負担は、事業者の負担とします。

[応募書類]

提出部数は、原本1部、コピー2部とします。

法人に関する資料と財務関係書類とは別々に綴じたものとします。

[応募書類の帰属]

提出していただいた応募書類については、当町に帰属するものとし、原則として返却いたしません。

[失格事項]

以下のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出書類に虚偽があった場合
- ② 事業計画の内容が本要項で定めた条件を満たさない場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える影響があった場合
- ④ その他、応募資格に反し又は関係法令に違反すると認められる場合

◎ 提供する用地および施設等の概要

[保育目標]

- ①進んで考えられる子
- ②心のやさしい子
- ③頑張り抜く子　　・・・を掲げ、

年齢別保育、異年齢保育をも行い、友達関係や遊びの幅を広げ、個人的や集団的な成長を狙いとする一方、けじめや善悪を教え、皆が元気に楽しく過ごせるような取組みに重点を置いています。

[施設所在地・名称]

草津市野路8丁目16-10 tel 077-564-1432

野路町立「野路保育園」

用途地域	第2種中高層住居専用地域
建築構造	鉄骨造平屋建て
敷地面積	2,813.36㎡
建築面積	716.78㎡
延床面積	755.03㎡
部屋数	保育室7、調理室1、便所4、事務室その他2室
消防用設備等	消火器、自動火災報知設備、誘導灯

[職員の状況]

現有教職員 14人（保育士、保育補助、事務員
・・・正規職員人9、パート5人）

[保育園児の概要]

園児総数 164人(平成29年9月1日現在)
3歳児 56人
4歳児 53人
5歳児 55人

[添付図面等]　・・・　敷地内、配置図、建築平面図を参照

◎ 保育所の運営に関する条件

- (1) 低年齢児（0～2歳児）の受入れ数の拡大に努めること。
- (2) 施設長は、認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）又は幼保連携型認定こども園において施設長等幹部職員（副施設長または主任保育士を含む。）として5年以上の勤務経験を有するものであること。
- (3) 保育士の配置は、下記に示す草津市の配置基準を満たすこと。

0歳児	3人につき保育士1人以上
1歳児	6人につき保育士1人以上
2歳児	6人につき保育士1人以上
3歳児	15人につき保育士1人以上
4・5歳児	30人につき保育士1人以上

保育士の採用に当たっては、3年以上の経験者を5人以上確保すること。
なお、保育士資格を有していれば幼稚園での経験年数を算入することができるものとする。

- (4) 保育所は11時間の開所時間の後、更に延長保育を実施すること。
- (5) 障害児保育を実施するとともに、積極的に受け入れを行うこと。
- (6) 多様な市民ニーズに応えるため、一時預かり事業やその他の保育サービスの多機能化（一時預かり事業、休日保育等）を積極的に行うこと。
- (7) 子育て支援事業や地域活動事業に必ず取り組むこと。
（例：園庭開放、子育て講座、親支援講座、育児相談、子育てサポート育成、地域行事参加等）
- (8) 給食については、0～2歳児を保育する場合、自園で調理を行うこと。また給食アレルギーへの対応は、除去食、代替食などにより子ども一人ひとりの状況に応じたものとする。
- (9) 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）以外は、原則開所すること。
- (10) 小規模保育施設運営事業者から連携施設の求めがあった場合は、これに応じること。なお、保育内容の支援における具体的措置や卒園後の受入数については事業者間双方の協議調整によるものとします。

[その他]

- (1) 事業者たる法人の代表者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備および保育所運営に当たっては関係法令を遵守することはもとより草津市の指導に応じること。
- (2) 事業者たる法人の代表者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。

以上

平成 年 月 日

野路保育園管理者
(野路町会長) 中 野 宗 城

所在地
法人名
代表者名

㊟

保育所運営にかかる応募申請書

「野路保育園を賃貸物件とした認可保育所機能の保有に向けて取組む開設事業者募集要項」の趣旨を踏まえ、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

なお、応募にあたりましては前記募集要項に記載の応募者の要件を全て満たしていることを誓約いたします。

◎ 提出書類

事業計画書・・・保育の理念、施設の運営方針等
(添付書類)

- ① 当該法人の事業概要、保育事業計画書、
- ② 事業スケジュール
- ③ 職員採用計画
- ④ 開設経費の資金計画
- ⑤ 直近3年間の決算報告書
- ⑥ 直近1年間の収支明細
- ⑦ 残高証明
- ⑧ 納税証明
- ⑨ 役員名簿
- ⑩ 法人代表者履歴書
- ⑪ その他野路町より必要に応じて求める書類

法人担当者連絡先

法人名
所 属
住 所
担当者名
電話、E mail

別紙1

提出書類一覧表

法人等	名 称	
	代表者名	
事務担当者	氏 名	
	T E L	
	fax/E-mail	
No.	提 出 書 類	提出
1	事業計画書・・・任意書式	
2	法人の事業概要・保育事業計画・・・任意書式	
3	事業スケジュール・・・任意書式	
4	職員採用計画・・・任意書式	
5	開設経費の資金計画・・・任意書式	
6	直近3ヶ年間の決算報告書（H26.27.28年度）・・・任意書式	
7	直近1ヶ年間の収支明細（H28年度分）・・・任意書式	
8	残高証明（H29.9末現在）・・・任意書式	
9	納税証明（H29年度分）・・・任意書式	
10	役員名簿、法人代表者履歴書（H29年度）・・・任意書式	
11	その他必要に応じて求める書類	

申請に係る施設等の概要調書

1 施設の概要

申 請 区 分		事業開始希望日	
保育所設置予定場所			
保育所の名称（仮称）			
保育所設置の 動機・目的			
設置地域・用途地域			
土地・建物の 確保の状況			
敷地面積・建築面積			
建物構造・階数			
屋外遊技場面積			
近隣公園等			
送迎用駐車スペース			
定 員			
法人所管課/協議結果			

2 施設の運営

運営法人名	
主たる事務所所在地	
法人設立年月日	
保育所運営の理念	
施設長予定者	
設置認可要綱第3条別表1第4号の規定についての該当の有無（計画で可） （社会福祉法人以外）	<input type="checkbox"/> 次のいずれにも該当すること ア 施設長が保育所等（保育所、保育所以外の児童福祉施設又は幼稚園をいう。）において、2年以上勤務した経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ただし、経営者に社会福祉事業についての知識経験を有する者を含む場合はこの限りでない。 イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。以下同じ。）及び施設長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。 <input type="checkbox"/> 経営者に、保育サービスの利用者及び施設長を含むこと。 ※どちらかのボックスにチェックを入れること。
施設整備費予定額	
開園後の年間事業費予定額	
上記予定額財源	
現在運営している施設等	

3 職員配置

区 分	人 数	常 勤	非常勤	人件費 予定額	勤 務 経験年数	備 考													
施設長																			
主任保育士																			
保育士																			
看護師・准看護師 (必要でない。)																			
栄養士 (必要でない。)																			
調理員																			
その他 (保育補助)																			
計																			
ク ラ ス 名 (仮 称)	児 童 数							保 育 士											
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	常勤	非常勤										
職員の ローテーション方法																			
職員の採用方法、 確保の見通し																			

4 開園時間

保育認定	通常保育	延長保育
保育標準時間		
保育短時間		

※1 11時間で設定すること。（公立保育所は、午前7時から午後6時で設定。）

※2 保育標準時間の内、8時間で設定すること。（公立保育所は、午前9時～午後5時までで設定。）

5 通常保育以外の保育サービスの実施

一時預かり事業		
休日保育		

※一般型に加え、土曜日午後・日曜日・祝祭日にも一時預かりを実施するもの。

6 実費徴収の内容（実施する場合に限る。）

項 目	内 容

7 職員の勤務態勢

※定員まで入所した場合を想定した職員シフト表又はローテーション表を添付してください。
（特定の1日分又は1週間分でも構いません。様式任意。）
